

○印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則

平成7年3月30日規則第9号

改正

平成8年3月29日規則第71号

平成11年3月31日規則第22号

平成13年12月25日規則第60号

平成16年8月31日規則第36号

平成17年3月31日規則第50号

平成18年3月31日規則第65号

平成19年3月2日規則第29号

平成20年9月17日規則第50号

平成27年6月29日規則第40号

平成27年12月22日規則第55号

印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成7年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険)

第2条 条例第3条第1項第1号、第2項及び第6条に規定する規則で定める社会保険に関する法律は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(他の法律)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年号外法律第114号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(申請の手続)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の判定書
- (2) 被保険者証又は組合員証

(3) 市町村民税額を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、公簿等により確認ができるときは、市町村民税額を証する書類を省略させることができる。

(資格の認定及び却下)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その適否を審査し、受給資格があると認めるときは、受給資格者の属する世帯の7月1日（1月から6月までの申請にあつては、前年7月1日）現在の市町村民税額に応じ、別表に掲げる世帯区分により階層を認定し、重度心身障害者医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとし、却下したときは、重度心身障害者医療費助成却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた受給資格者（以下「助成対象者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届書（別記第4号様式）を提出するとともに、受給券を市長に返還しなければならない。

3 助成対象者が、受給券を汚損し、又は紛失したときは、重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書（別記第5号様式）により、市長に申請して再交付を受けなければならない。

(受給券の有効期間及び更新)

第6条 受給券の有効期間は、第4条第1項の規定による申請又は第11条の規定による届出（世帯区分の変更があつた場合に限る。）があつた日の属する月の翌月の初日から始まり、毎年7月31日に終了する。

2 市長は、有効期間が終了した者のうち、引き続き受給資格を有するものに対しては、有効期間が終了する日の翌日をもって受給券の更新を行うものとする。

3 前項の規定により受給券の更新を行う場合は、当該年の7月1日現在の受給資格者の属する世帯の市町村民税額を確認のうえ、別表に掲げる世帯区分により階層を認定し、受給券を交付するものとする。

4 有効期間の経過した受給券は、市長に返還しなければならない。

(受給資格者の属する世帯)

第7条 受給資格者の属する世帯の世帯員は、受給資格者と生計を一にする者であつて、次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受給資格者の加入している医療保険が第2条に規定する社会保険である場合 受給資格者の加入している社会保険各法の規定による被保険者

(2) 受給資格者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 受給資格者の加入している国民健康保険の被保険者。ただし、当該受給資格者の扶養者が後期高齢者医療の被保険者である場合は、当該扶養者及び当該受給資格者の加入している国民健康保険の被保険者とする。

(3) 受給資格者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 受給資格者の加入している後期高齢者医療の被保険者
(附加給付その他の給付)

第8条 条例第6条に規定する規則で定める附加給付その他の給付は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、第2条の社会保険に関する法律若しくは高齢者の医療の確保に関する法律又は第3条の他の法律に基づき給付される高額療養費、一部負担金還元金、附加給付、短期給付等をいう。

2 助成対象者が国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者であって、高額療養費に該当する医療費等の給付がある場合は、当該助成対象者の同意を得たうえで、高額療養費を請求し、及び受領することができる。

(助成の方法)

第9条 助成対象者が、医療機関等において受給券及び被保険者証を提示した場合には、医療機関等の請求に基づき、助成対象者に助成すべき額を当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払いがなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 助成対象者が医療費等を医療機関等に支払った場合は、重度心身障害者医療費助成請求書（別記第6号様式）に重度心身障害者医療費受領証明書（別記第7号様式。以下「受領証明書」という。）又は領収書（医療内容の明細があるもの）及び附加給付又はこれに準ずるものに関する証明書を添えて市長に請求するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その者の養護者が代わって請求することができる。

4 前項に規定する請求は、医療費等を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

5 第3項に規定する請求は、所得税法（昭和40年法律第33号）第73条の規定による医療費控除を受けていない医療費等について、これを行うことができる。

6 医療費等の助成は、原則として口座振替の方法により支給するものとする。
(支給決定通知)

第10条 市長は、前条第3項の規定により助成対象者又はその者の養護者から請求書を受領したときは、速やかに審査し、医療費助成の支給を決定したときは重度心身障害者医療費助成支給決定通知書（別記第8号様式）により、却下したときは重度心身障害者医療費助成支給却下通知書（別記第9号様式）により、助成対象者又はその者の養護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 助成対象者は、第4条の申請内容に変更が生じたときは、重度心身障害者医療費助成受給資格変更届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、受給券の記載内容に変更が生じるときは、受給券を添付しなければならない。

(経費の助成)

第12条 市長は、助成対象者又はその者の養護者が第9条第3項に規定する受領証明書の交付に要する経費を保険医療機関又は保険薬局に支払ったときは、その経費の全額を助成するものとする。

(台帳等の整備)

第13条 市長は、医療費等の助成の支給実態を明らかにするため、重度心身障害者医療費助成台帳等を備えなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第71号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の印西町重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この規則による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の相当規定によりされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成11年3月31日規則第22号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月25日規則第60号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年8月31日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の(中略)印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(中略)(以下「改正規則」という。)の規定によりされた申請、手続きその他の行為は、この規則による改正後の改正規則の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成17年3月31日規則第50号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第65号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月2日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月17日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月29日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による医療費等の助成を受けるための申請及び受給券の交付に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新規則の規定は、この規則の施行日以後に給付された医療費等の助成について適用し、施行日前に給付された医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月22日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表（第6条）

階層	世帯区分
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による <u>被保護世帯</u> （ <u>医療扶助単一給付世帯</u> で自己負担のある世帯に限る。）
B	<u>市町村民税非課税世帯</u>
C	<u>市町村民税所得割非課税世帯</u> であって、 <u>市町村民税均等割課税世帯</u>
D	<u>市町村民税所得割課税世帯</u>

別記

- 第1号様式（第4条）
- 第2号様式（第5条）
- 第3号様式（第5条）
- 第4号様式（第5条）
- 第5号様式（第5条）
- 第6号様式（第8条）

第 7 号様式 (第 8 条)

第 8 号様式 (第 9 条)

第 9 号様式 (第 9 条)

第 10 号様式 (第 10 条)